

坂出市創業支援補助金交付要綱

(目的等)

第1条 この要綱は、地域経済の発展および坂出市内における活性化に資する創業者を支援することを目的とする。

2 坂出市創業支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、坂出市補助金等交付規則（平成12年坂出市規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者をいう。

(2) 宿泊、飲食、小売業等 日本標準産業分類（第14回改定）における大分類M宿泊業、飲食サービス業および大分類I卸売業、小売業のうち中分類56～61に該当する事業をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる事業者は、個人または法人であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 中小企業者であって、坂出市内において店舗を開設する予定のものであること。ただし、新たに建物を建設することで店舗とするものを除く。

(2) 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する事業を営む者でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員または暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

(4) 市税を滞納していない者であること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 飲食，宿泊，小売業等に該当する事業を営業すること。
- (2) 週5日以上の営業を行う予定であること。
- (3) 出店から3年以上継続して営業することが見込まれること。
(補助対象経費および補助金の額等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、対象となる店舗の開設および改修に要した内外装工事，電気工事，空調工事，給排水工事等の改装工事費，備品購入費ならびに広告宣伝費から消費税および地方消費税を除いた費用とし，補助金の額は，100万円と対象経費の3分の2に相当する額のいずれか低い方の額とする。ただし，国，県等から同様の事由による補助金等の交付を受ける場合にあつては，補助金等相当額を差し引いた額を対象経費とする。

- 2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は，その端数を切り捨てた額を補助金の額とする。
(補助対象外経費)

第6条 土地および建物の取得費ならびに賃借料，消耗品費およびリース料に係る経費は，補助対象外とする。
(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は，坂出市創業支援補助金交付申請書（様式第1号）に，次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 設計書，見積書等経費の内容が分かる書類の写し
- (4) 店舗の位置図，平面図ならびに外観および内観の現況写真
- (5) 住民票（法人の場合にあつては，代表者のものとする。）の写し
- (6) 定款および登記事項証明書の写し（法人の場合）
- (7) 市税の完納証明書
- (8) 誓約書（様式第4号）
- (9) その他市長が必要と認める書類
(審査および交付の決定)

第8条 市長は，前条の規定による申請があつたときは，当該補助金の交付の可否について，坂出市創業支援審査委員会（以下

「審査会」とする)の意見を聴取し、補助金の交付の可否およびその金額を決定する。

- 2 前項の規定による決定については、坂出市創業支援補助金交付決定通知書(様式第5号)または坂出市創業支援補助金不交付決定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(補助事業の内容の変更)

- 第9条 前条第2項の規定により、補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」とする。)は、補助事業を変更しようとするときは、あらかじめ坂出市創業支援補助金変更交付申請書(様式第7号)を市長に提出し、その承認を受けるものとする。

(補助事業の中止または廃止)

- 第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、または廃止しようとするときは、あらかじめ坂出市創業支援補助金中止(廃止)申請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

- 第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 法令、規則および本要綱に規定する措置に違反した場合
- (2) 当該補助事業を遂行する見込みがなくなった場合
- (3) 当該補助事業が事業実施期間内に終了しなかった場合

- 2 補助事業者は、前項の規定による取消しを受けた場合において、既に補助金の交付を受け、返還すべき金額があるときは、当該金額を市長が指定する期日までに、市長が指定する方法で返還しなければならない。

(実績報告)

- 第12条 補助事業者は、補助事業を完了した日から30日以内に、坂出市創業支援補助金実績報告書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書(様式第10号)
 - (2) 補助対象経費の支出を証する書類の写し
 - (3) 店舗等の平面図ならびに外観および内観の写真
- (検査および補助金の額の確定)

第13条 市長は、補助事業者から実績報告書の提出があった場合は、速やかに検査を行い、坂出市創業支援補助金交付確定通知書（様式第11号）により、補助事業者に通知するものとする
（補助金の請求）

第14条 補助事業者は、前条の補助金の確定通知を受けた後、補助金の交付を受けようとする場合は、坂出市創業支援補助金請求書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。
（状況の調査）

第15条 市長は、補助金の交付後3年間、必要に応じて補助事業者に補助事業の状況報告を求めることができる。
（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年6月17日から施行する。